



特別な支援が必要な人のための避難所 「福祉避難所」を知っていますか

「福祉避難所」とは、在宅の要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児などで特に配慮を要する人）のうち、「一般の避難所」（学校、公民館など）での避難生活が困難で、避難生活に何らかの特別な支援が必要な人が避難する施設です。

Q. どんな人が対象？

A. 在宅の要配慮者のうち、要介護認定（3～5）、障害者手帳1・2級などで、特別な支援が必要な人と、その付添人である家族、地域の支援者などです。

Q. 市内には何か所あるの？

A. 高齢者福祉施設や障がい者施設など、134か所の福祉避難所があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。



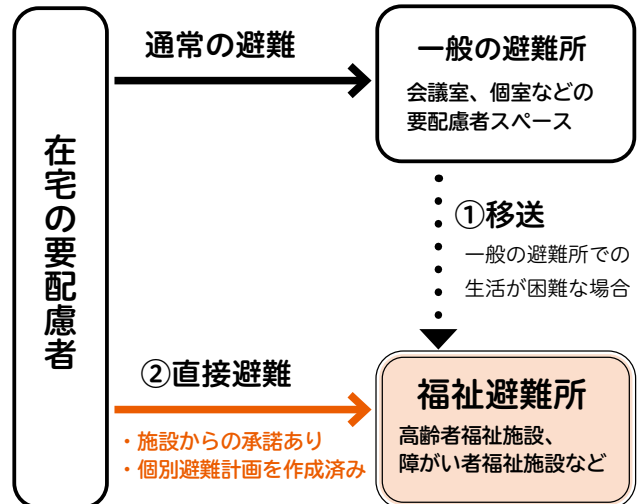
Q. 避難方法は？

A. 一般の避難所へ避難した人の中に特別な支援が必要な対象者がいれば、①家族や地域の支援者が福祉避難所へ移送します。家族や地域の支援者は、福祉避難所での避難生活に付き添います。②事前に施設から承諾を得て「個別避難計画」*を作成している対象者は、福祉避難所に「直接避難」することができます。

Q. 持ち物は？

A. 避難生活に備え、食料、飲料、常備薬、お薬手帳や着替えなど、これまでの生活が継続できる必需品（3日分を目安）を必ず持参してください。

福祉避難所への二つの避難方法



*個別避難計画

支援が必要な人一人一人を「誰が」、「どこに」、「どのように」避難させるのかを事前に決めておくものです。詳しくは、ホームページをご覧ください。



防災訓練

毎年6月の総合防災訓練では、通常の避難訓練に併せて、福祉避難所の開設、要配慮者の移送などの訓練を実施しています。今年も、直接避難を想定した訓練を実施します。総合防災訓練の日時などについては、9ページをご覧ください。



昨年の福祉避難所受け入れ訓練の様子

出前講座

避難生活などのサポートをお願いするため、4/20に「福井市医師会看護専門学校」の学生を対象に、出前講座を実施しました。「福祉避難所」に設置される簡易ベッドや仕切りなどを展示し、学生たちに確認してもらいました。



出前講座の様子

問合せ 【福祉避難所について】 地域包括ケア推進課 TEL 20-5400 FAX 20-5426
【個別避難計画について】 危機管理課 TEL 20-5234 FAX 20-5235

福祉避難所について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

